

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年三月二十九日 法律第三号)  
第三十四条第3項の規定により、令和4年度の使途を公表する。

1. 森林環境譲与税額

41,520,000 円

2. 譲与税の使途

- |                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| (1) 林地台帳システムデータ更新                    | 1,749,000 円  |
| ・隣地台帳システムの所有者情報等の更新                  |              |
| (2) やましごと工房負担金                       | 21,001,200 円 |
| ・森林経営管理法による意向調査業務等に係る負担金             |              |
| (3) 造林支援事業                           | 2,314,100 円  |
| ・「にし阿波循環型林業支援機構」を通じて、事業者等が実施する造林への支援 |              |
| (4) 流域育成林整備事業                        | 968,000 円    |
| ・林業事業者が実施する間伐事業等への補助                 |              |
| (5) 林道維持工事事業                         | 5,488,800 円  |
| ・道路等の隣接した森林の立木等伐採、林道の復旧、維持管理等        |              |
| (6) 森林環境基金積立金                        | 9,998,900 円  |
| ・将来必要となる森林整備及び森林整備の促進に関する施策に必要となる積立金 |              |